

第76回全国労働衛生週間を迎えて

すべての労働者が健康に働き 続けられる職場環境の構築を



名古屋北労働基準監督署長 橋本 享

10月1日から7日まで、

全国労働衛生週間が実施されます。昭和25年から毎年この時期に開催され、今年で76回目となります。全国労働衛生週間は、これまで労働衛生に関する意識高揚や各事業場での自主的な労働衛生管理の推進に大きな役割を果たしてきました。

近年は、メンタルヘルスや過労死等の問題、一般健康診断の有所見率が

年々上昇を続けていること、熱中症や腰痛の対策、そして、化学物質リスクアセスメントなど、労働衛生管理を取り巻く事柄は多岐にわたるようになっており、その役割は更に重要となっています。

当署においても、長時間労働を起因とする過労死等の労災請求件数は高い水準で推移しており、また、精神疾患での労災請求は増加傾向にあります。そして、仕事で強いストレスを感じている労働者の割合が高くなっているという状況が続いており、長時間労働による健康障害の防止対策や各

種ハラスメント対策、そして、職場におけるメンタルヘルス対策の推進は欠かせないものと考えています。

こうした中、今年5月に公布された労働安全衛生法では、現在努力義務とされている労働者数50人未満の小規模事業場でのストレスチェック実施についても、公布後3年以内に義務化するとの規定が盛り込まれました。

また、腰痛による労働災害が多数発生しておりますが、多様な人材の活躍が期待される中で、加齢による身体機能の低下

をも考慮したリスクアセスメントの実施や若年期からの健康づくりも重要であり、高年齢労働者を含む全ての労働者が健康に働き続けられる職場環境づくりが求められていると感じています。

そして、女性の健康への対応、更には、病気を抱えた労働者にも活躍が期待され、治療と仕事の両立支援といった課題への対応も必要とされています。し、化学物質管理に關しては各事業場でのリスクアセスメント実施結

果によるリスク低減対策は不可欠なものです。

今年のスローガンは、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けてストレスチェックで健康職場」です。

今年も、この全国労働衛生週間を契機に、事業場での健康・労働衛生の取組に弾みをつけていただき、すべての労働者が健康に働き続けられる職場環境を築いていただくようにお願い致します。

目次

第76回全国労働衛生週間を迎えて.....	2
令和6年名古屋北署管内の健康診断結果報告書状況.....	3
弁護士が語るパワハラ・セクハラの内容.....	3
防止対策と発生時の対応(3).....	12
『ホワイト企業推進事業場』紹介.....(株)トーエネック18	
弁護士に聴く(139).....長谷川ふき子22	
安全衛生あれこれ(69).....増田稔久23	
社会保険労務士が答える企業の労務管理(120)近藤慎次郎24	
こちら企業の労働110番です(179).....大西真由美25	
わたしのジハード(274).....植田美津恵26	
名北セーフティー・アドバイス(225).....天野・神村35	
表紙Ⅱ目覚めの時.....原 秀男	